

第1期洲本市教育の情報化推進計画

令和3年度～令和5年度



洲本市教育委員会

目次

はじめに

第1章 第1期洲本市教育の情報化推進計画について

- 1 計画の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

第2章 教育の情報化と社会的背景の変化

- 1 教育の情報化
- 2 社会的背景の変化
- 3 教育の情報化に関する国の主な政策・提言など
- 4 GIGAスクール構想
- 5 学習指導要領と教育の情報化
- 6 教育におけるICT活用の特性及び強み

第3章 教育の情報化推進における本市の現状と課題

- 1 現状
 - (1) 本市のICT整備状況
 - (2) 今までの取組
 - (3) 調査結果
 - ①教職員アンケート
 - ②児童生徒アンケート
 - ③PISA調査結果
 - (4) GIGAスクール構想後の学校
 - ①学校と社会・家庭との情報格差
 - ②GIGAスクール構想とデジタルシフト
- 2 成果と課題

第4章 洲本市教育の情報化における基本的な考え方

- 1 本市の基本的な考え方
- 2 本市の教育設計
- 3 方針と事業の枠組み
- 4 目指す5つのステージ
- 5 校内組織体制

第5章 教育の情報化推進に向けての施策

第 1 章 第 1 期洲本市教育の情報化推進計画について

1 計画の趣旨

情報通信技術（以下「ICT」という。）の目覚ましい進歩により、経済社会・生活のあらゆるところに急速な情報化が進み、情報や情報手段を適切に活用できる能力、さらに情報社会の進展に主体的に対応できる能力が求められている。

Society5.0¹時代に生きる子どもたちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術などの効果的な活用が求められる一方、学校のICT環境は遅れ気味であり、自治体間の格差も大きい。そのため国は令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境整備を急務とし、GIGAスクール構想²を打ち出した。

こうした国の動向を踏まえ、本市においても「洲本市教育の情報化推進計画（令和3年度～令和5年度）」（以下、「本計画」という。）を策定し、視点や具体的な取組等を明確に示していく。

2 計画の位置づけ

本計画は、「学校教育の情報化に関する法律（令和元年法律第47号）」に基づくとともに、第2期洲本市教育振興基本計画（令和2年～令和6年度）第6章6施政の方針1、④⑤を参酌し、本市の実情に応じて教育の情報化を推進するための基本的な計画である。

3 計画の期間

令和3年度～令和5年度までとする。ただし、教育の情報化は情報技術の著しい進展とともに国の各種政策に密接に関連し、また、財政的な側面を考慮する必要があることから、実施期間中であっても必要に応じて見直しを図るなど、柔軟で実効性のある計画としていく。

¹ 狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会であり、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実社会）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心社会のこと

² 1人1台の情報端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適された学びを全国の学校現場で持続的に実現させること

【計画の関連図】

